

報告第13号

債権の放棄について

八幡浜市債権管理条例（平成24年条例第2号）第16条第1項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年6月8日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

- 1 放棄した債権の種類 抵当権
- 2 放棄した債権の件数 1件
- 3 放棄した債権の金額 60円
- 4 放棄した時期 令和8年3月23日
- 5 放棄した債権毎の金額、発生日及び放棄の事由

	放棄の金額	債権の発生日	放棄の事由
1	60円	昭和6年4月6日	債務者：条例第16条第1項第1号（消滅時効）

